

広島県選挙管理委員会告示第三十三号

令和四年四月二十四日執行予定の広島県議会議員山県郡選挙区補欠選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第三項の規定による選挙人名簿の登録について、同項に規定する選挙時登録の基準日を、次のとおり定める。

令和四年三月二十八日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

選挙時登録の基準日 令和四年四月十四日